

「秩父市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）（案）」についてのパブリックコメント結果の公表

「秩父市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）（案）」について、令和7年11月10日から令和7年12月10日まで市ホームページ等を通じてご意見を募集したところ、1人から1件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する秩父市の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表します。
ご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

令和7年11月10日（月）から令和7年12月10日（水）まで

(2) 案の公表方法

- ・市ホームページへの掲載（告知記事は市報ちちぶにも掲載）
- ・総合政策課、吉田・大滝・荒川各総合支所（市民福祉課）で閲覧

(3) 意見の提出方法

文書による提出（総合政策課・各総合支所・何でも投書箱）、FAXまたは電子メールによる提出

2 意見の募集結果

(1) 意見提出者 1人（文書による提出1人）

(2) 意見件数 1件

「秩父市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）（案）」に対するパブリックコメント募集結果

No.	ご意見（要約）	ご意見に対する秩父市の考え方
1	<p>秩父地域は、通院の付き添い、庭木の剪定など便利屋サービスを導入してほしいと思う。</p> <p>みどりが丘工業団地の交通等が不便。</p> <p>新病院の建設予定地を決定してほしい。</p>	<p>吉田・大滝・荒川地域の人口減少は著しく、高齢化も進んでいることから、便利屋業に対する需要は一定程度見込まれるものと思われます。しかし、市として便利屋業を導入することに関しては、人員の確保や運営体制など課題も多いことから、計画には反映させずご意見として承ります。</p> <p>みどりが丘工業団地の交通、新病院の建設予定地は、秩父市全域に関わることであり、過疎地域持続的発展計画で扱う範囲を超えることから、計画には反映させずご意見として承ります。</p>